

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4037号 2017.11.24 発行

社説:介護施設虐待 何が爆発させるのか

信濃毎日新聞 2017年11月24日

東京の介護付き有料老人ホームに入所していた83歳の男性を殺害した疑いで、ホームの元職員が逮捕された。

昨年には、川崎市の老人ホームでも入所者3人を投げ落として殺害した疑いで当時の職員が逮捕されている。

なぜ続発するのか。個人の資質の問題にとどめず、背景を検証し、共有化することが必要だ。

東京の事件で元職員は夜勤中に部屋で男性の首を絞め、湯を張った浴槽に顔をつけるなどして窒息死させた疑いが持たれている。

男性はパーキンソン病を患い、足腰が不自由だった。調べに対し、元職員は「何度も粗相で布団などを汚され、いいかげんにしろと思ってやった」と容疑を認めているという。

川崎の事件でも元職員は「3人とも手がかかる人だった」と供述している。入所者が粗相をし、思うように動けないのは当然で、それゆえの介護のはずだ。暴発する要因はどこにあるのか。

介護や看護などの仕事は「感情労働」と呼ばれる。利用者らを支援する際、どんなに不快なことでも、業務上適切な感情をつくり出すことが求められる。

介護職員の経験がある新潟医療福祉大教授の吉田輝美さんは、感情労働の技術を上げるため▽コミュニケーション能力を高める訓練プログラムを組む▽職員が傷ついた時、上司や同僚たちが精神的に支援する態勢を整える一などを挙げる。

問題は、そうした対策を進める余裕が今の施設にあるかだ。

介護報酬の改定で職員の月給はやや上がったが依然、全産業平均を9万円近く下回る。

慢性的な人手不足は解消されず、職員1人にかかる負担は大きい。夜勤も頻繁に回ってくる。疲れやストレスをため込み、やりがいを失うと、思い通りにならないことへの暴言や暴力になって表れやすい。吉田さんが指摘する悪循環だ。

厚生労働省は高齢者虐待防止法に基づき毎年、実態調査をしている。今年発表の2015年度分で介護施設職員による虐待は408件。過去最多を更新した。これは氷山の一角だろう。

発生要因別では「教育・知識・介護技術の問題」が最も多く、次に「ストレスや感情コントロールの問題」となっている。

重要なのは、なぜ教育が行き届かず、ストレスを生んでいるのかを分析し、改善することだ。調査しただけでは再発防止につながらない。

虐待の連携面接 377件 負担軽減で児相と捜査当局 「現場に浸透」評価の声

共同通信 2017年11月24日

児童相談所と捜査当局が連携して虐待に遭った子供に被害内容を確認する面接が2015年10月から17年3月までの間、全国の自治体で377件実施されたことが厚生労働省への取

材で分かった。児相と捜査当局が別々に面接し、つらい体験を何度も語らせるのは大きな心理的負担になるため、連携で回数を減らし、負担を軽減する狙いがある。専門家からは「連携面接が現場に浸透しつつある」と評価する声が出ている。

児童虐待が年々増え、16年度の児相対応件数が12万2578件と過去最多を更新する中、連携面接への期待が高まっており、厚労省は連携面接の周知を図る。

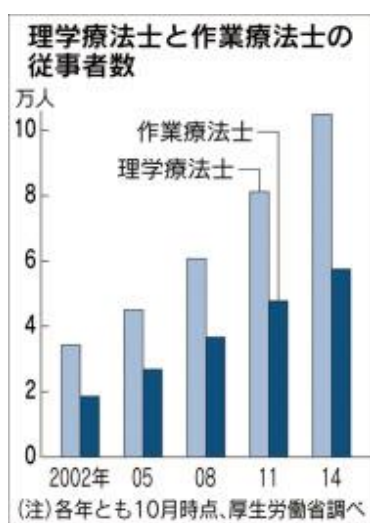
連携面接は、刑事事件として立件対象となるような重い虐待などが対象。児相と警察、または児相と検察の2機関、あるいは児相と警察、検察の3機関が行い、特に3機関によるものを「協同面接」と呼ぶ。代表者以外は別室から、モニター画面や子供から見えないマジックミラーなどで面接の様子を確認。必要に応じて録画もする。

厚労省は15年10月、児相と捜査当局の代表者が聴取、情報を共有するよう自治体に通知。17年3月までに、児相を設置している都道府県や政令指定都市など計69自治体のうち、約8割に当たる54自治体の児相が、子供の面接方法を電話やメールなどで捜査当局と協議していた。

協議件数は計429件で、対象となったのは2～18歳の男子103人、女子326人。被害の内訳は性的虐待193件、身体的虐待144件、ネグレクト（育児放棄）59件、暴言を吐くといった心理的虐待17件など。

実際に連携面接が行われたのは377件で、うち協同面接が265件を占めた。面接を録画したのは331件だった。

元児相所長でNPO法人児童虐待防止協会の津崎哲郎理事長は「実施事例を収集し、見えてきた課題や具体的な方法などをガイドラインとしてまとめ、全国どこの児相でも実施できる体制整備が必要だ」と話している。



リハビリ専門職、養成課程20年ぶり見直しへ 厚労省

日本経済新聞 2017年11月23日

厚生労働省は病院などで患者のリハビリに携わる専門職「理学療法士」と「作業療法士」の養成課程を見直す。養成校での学生への指導体制を強化するほか、適切な教育が行われているか第三者評価を受けることも義務付ける。高齢化で骨折などによるリハビリ需要が高まっていることに対応する。厚労省は2017年度中に養成校向けの指針などを見直し、早ければ19年4月から適用する。

養成校のカリキュラムなどの見直しは、1999年以来となる。大学や専門学校での現場実習の指導者の要件強化について、業務経験を現在の3年以上から5年以上に延ばすほか、新たに指導者講習会を受講し修了することを義務付ける。

講習会を受講する指導者は、現場実習のプログラムの立案方法などを学ぶ。講習時間は計16時間以上で、複数のグループに分かれて討議しながら、指導力を磨いてもらう。

教育カリキュラムでは、救命救急や薬の作用などを詳しく学ぶようにし、単位数を現在の93単位から101単位に増やす。養成校の質を確保するため、教育内容などについて5年以内ごとに第三者評価を受けることを義務化する。

厚労省によると、2014年10月時点の従事者数は、理学療法士が約10万5千人、作業療法士は約5万8千人。両職種とも従事者数は年々、増えている。病院や診療所だけでなく、介護施設でも様々なリハビリの取り組みが行われているためだ。

総務省の9月15日時点の人口推計によると、後期高齢者にあたる75歳以上は1747万人。国立社会保障・人口問題研究所は、団塊世代が後期高齢者となる25年には2180万人に達すると予測している。

厚労省はリハビリ現場には、より専門的な知識や技術を持つ人材が必要と判断。養成課程を約 20 年ぶりに大幅に見直し、高齢化社会に対応した質の高い人材を養成する。

障害児支援の交流会が 5 年目 特別支援学校教員ら交流 中日新聞 2017 年 11 月 24 日

特別支援学校の教員らが仕事上の悩みや意見を語り合う自主的な交流学習会「なごや☆きららネットワーク」が、名古屋市内で始まって五年を迎えた。三カ月に一回の活動に、今では障害児の親、福祉施設の職員らに輪が広がっている。企画する市立西養護学校（中川区）の教員鉄井史人さん（34）は「障害のある子に関わる他施設との交流はこれまでなかった。いろんな現場の人たちが顔見知りになって、地域で子どもを見守る環境をつくりたい」と意気込む。学習会で語り合う教員や福祉施設の職員ら＝名古屋市中区で



「先生に子どもの障害の状況を言い過ぎて、モンスターペアレントと思われないか心配」と母親が打ち明ける。特別支援学校の教員が「家庭の様子を連絡帳で細かく伝えてもらえると、私たちもありがたい」と笑顔で答えた。

中区で九月末に開かれた学習会の一場面。教員や親、就学前の子らが支援を受ける地域療育センターの職員ら六十四人が参加した。

学習会は二〇一二年に始まった。小学校の特別支援学級を担当していた鉄井さんが「指導方法について、ちょっとした悩みを気軽に相談できる場をつくりたい」と、周りの教員に呼び掛けたことがきっかけ。休日に先輩を招いて相談する形で、最初は若い教員十人足らずでスタートした。

活動は口コミで広がり、学生や保育士らからも参加の問い合わせがあり、昨年からは教員以外の保護者や福祉施設の職員らも参加できるようにして、五十人以上の集まりになった。大学教員らによる全体講義の後、グループに分かれて、意見交換する場も設けている。

特別支援学校で働く渡辺前さん（26）は「療育センターの職員から子どもたちが就学前にどう過ごしていたのかを聞いて、学校での指導に役立つ」と意義を語る。保護者からも「学校と家庭の連携を一緒に考えていく機会になる」との声も届く。

鉄井さんは、学習会を開く中で、家族や関係施設の職員が、他の団体との交流をそれぞれ求めていることを知った。今後は、インターネットを使った活動の広報や学会での報告、就労施設の見学など活動内容を広げていくつもりだ。

鉄井さんは「さまざまな立場の人たちが交流し、その成果を伝えることで、障害のある子どもが本当の意味で一人前になれる地域社会を目指したい。そのための支援のあり方をみんなで考えたい」と話す。（福本英司）

和田小初代校長の遺品資料 子孫がまとめ寄贈 丹波 神戸新聞 2017 年 11 月 24 日

高室寿太郎氏の像の前で資料を谷口耕平校長（手前右）に手渡す内山久丹子さんら＝和田小学校玄関



兵庫県丹波市山南町和田の和田小学校の初代校長を務めた高室寿太郎氏（1861～1942年）が書き残した教育指導法の記述などを、神戸市や大阪府在住の子孫らがまとめ、このほど同校を訪れて寄贈した。病気や障害で弱い立場にある子どもへの授業中の配慮を具体的に列記しており、資料からは温かみのある教育者のまなざしが感じられる。地域住民は今後、同校の歴史編さんにも役立つ予定だ。

寿太郎氏は旧多紀郡城南村出身で、1894（明治27）年に現在地に建った和田小の校長に就任。就学率向上のために地域を奔走したほか、近隣の各村から山林の寄付を募ってスギやヒノキを植えた「校山園」（約100ヘクタール）は後世まで地域の貴重な収入源となり、同校以外にも和田中学校や認定こども園の整備に寄与したという。

寿太郎氏は丹波市柏原町で最期を迎えた。その晩年に付き添った孫の内山久丹子さん（95）やひ孫の大間知栄美さん（57）＝いずれも神戸市灘区城内通1＝らが昨年と同校を訪れた際、地元住民らと寿太郎氏の業績を語り合ったのが資料寄贈のきっかけになった。内山さんの弟で、高室家を継ぐ高室光博さん＝大阪府箕面市＝が自宅に残る寿太郎氏の直筆日記などを集め、こつこつとパソコンで清書した。

内山さんと大間知さん夫妻が今月21日、原本と清書版の「学校における児童復習法」「教授要綱 原稿」などを同校に持参。いずれも寿太郎氏が指導法を書き連ねたもので、「夏の体育は木陰で行うように」「吃音の子には朗読を無理にさせない」といった具体的な対応を掲げているという。教育行政の手腕で知られる寿太郎氏だが、児童に心を寄せた人柄が浮かび上がる。

同校の谷口耕平校長は「子どもの個性を重んじる視点は現代教育と同じ。先見性があったと感じる」と驚く。内山さんは「祖父からはよく校長時代の話聞いた。資料を地域で役立ててもらえるならありがたい」と話している。（岩崎昂志）

「生活援助ヘルパー」の訪問介護 現場から不安の声も 産経新聞 2017年11月23日

火	水	木	金	土	日
9:00~ 10:00 生3	9:00~ 10:00 生3	9:45~ 10:45 生3	9:00~ 10:00 生3	9:00~ 10:00 生3	9:00~ 10:00 生3
12:00~ 13:00 入浴 (2人対応) 身2	12:30~ 13:00 身1	10:00~ 11:00 身1	12:00~ 13:00 入浴 (2人対応) 身2	12:00~ 13:00 入浴 (2人対応) 身2	12:00~ 13:00 入浴 (2人対応) 身2
16:45~ 17:45 生3	17:10~ 18:00 身1生20	16:45~ 17:45 生3	16:20~ 17:20 生3	16:20~ 17:20 生3	16:20~ 17:20 生3

車椅子で1人暮らしをする高齢男性の介護サービスの予定表。「生3」は45分以上の生活援助を指す（写真の一部を修正しています）

要介護の高齢者宅に介護ヘルパーがやってきて、食事作りや掃除などをしてくれる介護保険の「生活援助」。これに携わる介護職について、厚生労働省は平成30年度から、今よりも短時間の研修で従事できるようにしたい考えだ。介護職が不足するなか、人材の裾野を広げて担い手を確保

するのが狙い。だが、介護現場では実際の運用に懸念の声が上がっている。（佐藤好美）

もっと短時間で

介護保険の訪問介護に携わるには、今は130時間の「介護職員初任者研修」を受ける必要がある。厚労省は、これよりも短時間の研修制度を設けて、もっぱら生活援助に携わる介護職を作りたい意向。講習には、認知症高齢者についての知識や、利用者のどんな変化に気付けば良いかなどを盛り込む方針だ。

生活援助の仕事には現在、介護職の上級資格に当たる「介護福祉士」も従事している。厚労省は、いわば「生活援助ヘルパー」を作ること、介護福祉士には入浴介助やおむつ交換などの「身体介護」に軸足を移してもらい、役割分担による住み分けを狙う。

こうした“住み分け”は、事業者が受け取る介護報酬にも影響を与えそうだ。厚労省はこれまで、生活援助の報酬と、身体介護の報酬に差をつけてきており、生活援助の報酬がさらに引き下げられる可能性がある。

報酬下げに反発

11月1日、訪問介護の生活援助が議題に上った厚労省の分科会では、賛否が分かれた。現役世代を中心に、介護保険料をもっぱら負担する側の委員からは「介護人材の有効活用の点からも賛成する。生活援助中心型の報酬は適正化（引き下げ）を」と、提案を支持する声上がる。

一方、サービスを利用する側や家族を代表する側の委員からは「報酬を下げれば、担い手が集まらない」「認知症の介護は、身体と生活を区別できない。一体的に提供されるもの

で、分けには無理がある」など、報酬引き下げに強く反対する意見が目立った。

生活援助と身体介護の区分は、実はそう簡単ではない。例えば、単なる調理の代行は生活援助だが、利用者を手助けしながら一緒に食事を作る行為は身体介護。認知症の高齢者と冷蔵庫の整理をすることで生活経験を取り戻す行為も身体介護に分類される。厚労省はこうした区分についても、あわせて明確化する。

採用に懐疑的

現場では、実際の運用について不安の声が上がる。千葉市にある訪問介護事業所の責任者の女性（63）は、生活援助を専門に行う“生活援助ヘルパー”の誕生に懐疑的だ。「厚労省はどこへ向かおうとしているのか分からない」という。

在宅には重度の利用者が増えている。患者が病院から早期退院を求められるようになり、たんの吸引が必要だったり、胃瘻（ろう）をつけていたり、ターミナルケアが必要な状態で家に戻ってくる人も多い。

このため、女性の事業所では、それに対応できるように介護福祉士を増やし、たんの吸引の研修を受けてもらい、時間給も上げてきた。今ではスタッフの多くが介護福祉士だ。

利用者や家族から「掃除や洗濯をしてほしい」という要望はあり、単身世帯や老々世帯などでは対応もしているが、時間給の高い介護福祉士を出すと利益が見込めない。「スタッフの時給は下げられないので、生活援助中心型の報酬がさらに下がるなら続けられない」ともらす。

かといって、厚労省の言うような「生活援助中心型ヘルパー」を新たに採用することにも懐疑的だ。「時間給が低かったら、人は集まらないと思う。重い人を率先して受けていこうという、気持ちの上でのまとまりも作りにくくなる」と話す。介護職の処遇改善にも逆行するのではないかと心配している。

■多数回利用 多職種で検証へ

訪問介護の「生活援助」については、財務省が報酬引き下げのターゲットにしてきた。同省は10月25日、財政制度等審議会の分科会で、利用実態の調査結果を示した。

批判の矛先は、生活援助の利用が著しく多いケースがあること。1人当たりの平均利用回数は月10回程度だが、中には月100回を超える利用者もいることを指摘。生活援助の回数が多いケアプラン（介護計画）について、多職種が参加する地域ケア会議などでの検証を求めた。さらに、生活援助の利用に上限を設けることも提案した。

だが、財務省の資料で「100回以上」と指摘された利用者には、要介護4や5の重度の人も含まれる。こうした人が在宅で暮らすときの生活実態は統計上の数字だけでは分かりにくい。

指摘を受けて、厚生労働省は11月22日、同省の分科会に92の自治体などを通して得た個別事例の調査結果を示した。生活援助の利用が月に90回を超える48例を調べたところ、不適切とされたものは2例にとどまった。

その上で、同省は対応策として、生活援助の極めて多いケアプランを、地域ケア会議で検証する仕組みを提案。要介護度に照らして、著しく生活援助の利用が多い場合は、プランを作成したケアマネジャーが市町村に届け出て、多職種でプランが適切かどうかを検討する。厚労省は、利用回数の上限設定については見送り、来年4月に、届け出を求める要介護度別の生活援助の回数を示す方針。10月の施行を目指している。

憲法と人権を守る社会に 障全協全国集会 “現場から問いかけを”

しんぶん赤旗 2017年11月24日

「憲法を守り、障害者権利条約にふさわしい施策の実現を！」一。障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協・中内福成会長）は23日、東京都内で第51回全国集会を開きました。「障害者の生活と人権が守られる社会は全ての人が安心して暮らせる社会への第一歩」だとするアピールを採択しました。

中内会長はあいさつで、障全協運動の50年を振り返り、「要求で結びつき地域で運動を
発展させ、社会につながってきた。憲法の内容を具体
化・充実させる運動と私たちの課題は切り離せない」
と語りました。

運動について報告する人たち＝23日、東京都内

「憲法施行70年と障害者一平和であってこそ人権
は守れる」と題した記念講演で、全日本視覚障害者協
議会相談役の藤野高明さんが、自身が戦後まもなく不
発弾で視力と両手首から下を失ったことに触れ、「学
び、子どもを生み育てられたのは憲法があったからこ
そ」だと述べ、3000万署名の取り組みを呼びかけ
ました。



社会福祉施設経営者同友会の茨木範宏会長は「社会福祉法人制度改革」について報告。
安倍政権がすすめる「我が事・丸ごと」地域共生社会は、社会福祉の公的責任を後退させ
社会福祉法人や地域住民に任せるものだと述べ、「現場から、住民自治や地域のあり方を問
うていこう」と強調しました。

九つの分科会が開かれました。障害児者の暮らしの場づくりの分科会では参加者が、入
所施設やグループホームなど障害者が親元を離れて暮らす場が圧倒的に少ないなかで、重
度自閉症がありながら“落ち着いた”人が退所を迫られているなど深刻な実態を告発しま
した。

<考えようPTA>埼玉県教委が画期的通知 「加入は任意」順守促す

東京新聞 2017年11月24日

PTAへの加入は任意なのに、実質的に強制・自動
加入のように運営され、各地で問題になっている。自
治体の教育委員会には毎年、保護者から入会をめぐる
問い合わせが寄せられる。しかし、任意団体のPTA
に踏み込んだ対応を取る教委はこれまでほとんどな
かった。そんな中、埼玉県教委が校長ら学校の管理職に
出した通知が、全国のPTA関係者から「画期的」と
話題になっている。どんな内容なのか。(今川綾音)
“強制・自動入会”の実態を、関東地方の四十代前半の
会社員女性が話してくれた。

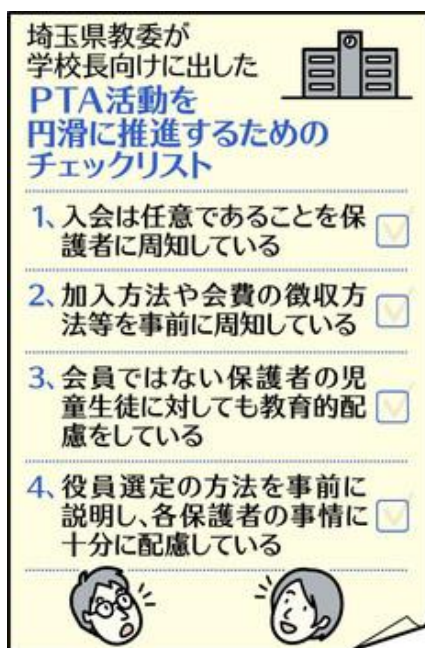
女性は、子どもが小学校に入学した昨年四月、加入
届を出していないのに会員になったことに気付いた。
「PTAは任意加入。入会申込書を送って」。PTAに
こう伝えたが、回答はなかった。昨年十一月、脱会を
求める手紙を出し、ようやく非会員になった。

しかし、PTAの広報誌が「自分だけ配られなかつ
た」と子どもが落ち込んでいた。女性は「子どもへの
差別につながりかねない。学校は配り方に配慮してほ
しかった」と話す。

PTAは任意の社会教育関係団体で、入会は個人の自由だ。だが、実質的に強制・自動
加入になっていることが少なくない。

そんな中、埼玉県教委が一月に県内の小中学校長に宛てた「PTA活動を円滑に推進す
るための留意事項について」と題した四項目の通知が注目されている。

各項目が詳細に説明されており、関係者から「参考になる」と好評という。例えば任意



加入の周知方法では、「入退会は自由である旨を明記したPTA規約等を事前（入学説明会等）に各保護者へ配布し、PTA会長等から説明することが考えられる」と説明。子どもへの教育的配慮についても、「保護者が会員であるか否かを前提とせず、全児童生徒を対象にする必要がある」とした。

結社の自由を保障する憲法二一条をPTAの関連法規とし、「国民は誰でも希望すれば、『任意加入の団体』としてのPTAを結成・解散及び参加・脱退することができる」と記した。

県教委の担当課は通知を出した理由を「任意加入などPTAの原則をめぐり、学校が対応を誤ると、保護者は学校に不信感を持つため」と説明。その上で「保護者には原則を理解したうえで、PTAなど学校活動に積極的に参加してほしい」と促している。

県内自治体の教委からは「対応の指針を出してもらい助かった」と、肯定的な声も出ている。ただ、本年度も県教委には、保護者らからPTAに関する相談や苦情が例年並みの二十件ほど寄せられたという。

一方、他の自治体の動きは鈍い。千葉県松戸市では、「任意加入の説明がなかったが、他校でも同様か」と市民から相談を受けた山中啓之（けいじ）市議（38）が市教委に市内各校のPTA会則について確認したところ、「把握していない。任意団体なので干渉できない」との回答だった。

小学校新一年生の保護者向けに配布物で「任意の社会教育団体」と説明しているところもあるが、「任意団体なので介入できない」というのがほとんどの教委のスタンス。任意加入であることを周知するよう、PTAに積極的に呼び掛ける教委はなかなかないのが実情だ。

PTAに詳しい文化学園大の加藤薫教授（日本文化論）は「加入の強制や非会員の子に対する扱いなどの問題は、学校不信にもつながり、保護者と学校の連携の妨げとなっている。埼玉県教委の通知は、そのような状況を改めようとするものだ」と話している。

自閉症の娘へメッセージ たつの女性が本出版

神戸新聞 2017年11月24日

愛情を注いできた一人娘の成長を本にした七条章子さん＝たつの市龍野町

自閉症の一人娘の成長を詩や短歌にしてつづった著書「ことばの魔術師―大人になったちょうちょ」を、兵庫県たつの市の主婦七条章子さん（61）が自費出版した。かつて閉ざされた心の世界を理解したいと悩み、今ではこの世で一番いとおしい存在に成長した我が子。社会人として歩きだした娘に贈る感謝と応援のメッセージに深い愛がにじむ。（松本茂祥）

七条さんは同市揖保川町出身。高校教師を経て情報誌ライターなども務めた。

一人娘の侑子さん（29）について、これまで2冊の本を出版。前2作は障害者への偏見を減らしたいと書いたが、今回は親子の日常を題材にした。侑子さんを身ごもってから昨年までに創作した短歌266首、詩114編、新聞への21の投稿文から成る。

成長を心配した幼児期。

バイオリンつまびくようにほつほつと言葉の遅き子のおしゃべりは

多動の症状で校庭を駆けていく姿を小学校の担任教諭が形容した「ちょうちょ」は娘の愛称に。思春期を経て七条さんが気付いたときは、ユニークな表現を操るタイトル通りの「ことばの魔術師」になっていた。

非常食として用意していたカンパンの賞味期限が切れたので／食べることにした／「これを食べてたら／地震が起きへんのやな」（「カンパン」より）

七条さんはここ数年、うつや目の病で体調が優れなかった。体を気遣ってくれる娘に本



を書き残すことが生きる目標だったという。

「障害って恥ずかしいことなの？」／「絶対にそんなことはないよ／恥ずかしいと思ったことがあるの？」／（中略）「ううん、今は堂々としてる」／そうよ、ゆうこ／障害があってもなくても／人間として堂々と生きていけばいいのよ（「堂々と」より）

出版を終え「親として最後にできることをやり尽くしてほっとした」と七条さん。いつか侑子さんがこの本を手を取ったとき、親から愛された日々が生きる支えになってほしいと願いを込めたという。「別れる日まで一緒に楽しく生きていきたい」

B6判、318ページ。税込み1080円。BOOKS うかいや書店、ネット通販「アマゾン」で販売。

<社説>教育支出負担重く 官民挙げた支援策を望む 琉球新報 2017年11月24日

県内高校の卒業生が大学・短大に進学する割合は2016年度に39・2%で全国（54・7%）とは15・5ポイントの開きがある。だが進学率が25・2%だった復帰直後の1973年度と比べれば、県内の高校生が進学する割合は14ポイントも上昇している。

学ぶ意欲が高まった現れだが、離島県ならではの課題は多く残されている。その一つが世帯収入に占める教育費の割合の高さだ。

沖縄振興開発金融公庫が発表した16年度の国の教育ローン利用状況調査によると、年収200万円未満の世帯では教育支出が106・0%に上る。離島居住者に限れば、年収200万円未満世帯の教育支出は世帯収入の115・9%にもなる。

教育費が家計を圧迫する状況が調査からは見てとれる。学びたい子ども、学ばせたい保護者の意思を尊重するには、金利優遇などにとどまらず、返済不要な奨学金の拡充といった官民を挙げた支援策が求められている。

沖縄公庫が手掛ける国の教育ローンは、ここ数年融資額、件数とも過去最高を更新している。県内の進学意欲の高まりもあるが、沖縄公庫が離島居住者を対象に金利を引き下げる制度や、ひとり親世帯の金利を優遇する制度を創設したことも寄与している。

保護者にとっては、借りやすい環境はできたといえる。だが総務省が発表した最新の県民所得（14年度）で、沖縄は1人当たり212万9千円で全国最下位となっている。全国平均の305万7千円と比べれば、約7割しかない。

もともと所得が少ない上に教育費への支出が重なれば、進学を諦める事例も出てくる恐れがある。

沖縄公庫の分析では世帯年収が高いほど県外への進学率も高くなり、世帯年収が進路に影響を与えることもうかがえるという。さらに「家庭の経済状況や居住地域によって学生の教育環境が制約されることのないよう各方面の支援拡充を期待したい」と指摘している。

全ての人に学ぶ権利があり、文化的な生活を営む権利があることは憲法で保障されている。個人の意欲や能力があるのに、家庭の経済状況や生まれた場所によって学ぶ権利が制限されることは本来あってはならないことだ。

沖縄に限らず、離島を抱える他の県でも同様の状況があると考えられる。

離島居住者や低所得層にとって、教育支出はわが子、未来への投資といえる。常に学ぶ場への門戸は開いておくべきだ。政府の「人生100年時代構想」は「子供たちの誰もが経済事情にかかわらず夢に向かって頑張ることができる社会」の実現を掲げている。

国家100年の計は教育にある。教育の根幹は人づくりだ。国の未来を担う人材を経済的な事情で埋もれさせてはならない。全ての人々が平等に学べる制度設計を望む。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

